

◎新潟県告示第492号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。
平成28年4月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		失効年月日
	氏名又は名称	住所又は 所在地	種 穂		苗 木		名 称	所在地	
			採 取	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以 外の苗 木育成			
354	村山 進	十日町市 田沢本村甲 505番地	○	○	○	○		十日町市 田沢本村	平成28年3月20日